

横浜市教育委員会  
定例会会議録

- 1 日 時 令和6年11月7日(木) 午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室(みなと6・7)
- 3 出席者 下田教育長 中上委員 森委員 大塚委員 泉委員 綿引委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和6年11月7日（木）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告  
令和5年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果
- 3 審議案件  
教委第34号議案 令和6年度横浜市指定文化財の指定について  
教委第35号議案 教職員の人事について
- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

下田教育長

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。9月19日の会議録の署名者は大塚委員と泉委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、10月18日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

石川教育次長

### 【一般報告】

#### 1 市会関係

○10/22 決算第二特別委員会（採決）

○10/22 本会議（第5日）決算議決

○10/28～10/30 こども青少年・教育委員会（視察）

教育次長の石川です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、10月22日に決算第二特別委員会が開催され、採決が行われ、同日、本会議第5日目が開催され、決算議決が行われました。

また、10月28日から10月30日まで、こども青少年・教育委員会の視察が行われ、森長総務課長が同行いたしました。

#### 2 市教委関係

##### （1）主な会議等

##### （2）報告事項

○令和5年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、こちらは前回の教育委員会定例会から本日までの間についての報告はございません。

続いて、報告事項として、この後、所管課から「令和5年度『暴力行為』・『いじめ』・『長期欠席』の状況調査結果」について、報告いたします。

私からの報告は以上です。

下田教育長

報告が終了いたしました。何か御質問等ございますか。よろしいですか。

特になければ、次に「令和5年度『暴力行為』・『いじめ』・『長期欠席』の状況調査結果」について、所管課から御報告いたします。

住田人権健康  
教育部長

おはようございます。人権健康教育部長の住田です。令和6年10月31日に、文部科学省と同日に記者発表をさせていただいておりますが、今ありました「令和5年度『暴力行為』・『いじめ』・『長期欠席』の状況調査結果（小中学校）について」、所管課から御報告させていただきます。

松田人権教育・児童生徒  
課長

人権教育・児童生徒課長の松田です。「令和5年度『暴力行為』・『いじめ』・『長期欠席』の状況調査結果」について、御説明いたします。よろしくお願いたします。お手元の資料を御覧ください。この資料の作りですが、1ページ目が概要となっており、2ページ以降が具体的な資料となっていますので、まずは概要を説明し、2ページ以降は「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の順番でポイントを説明していきたいと思っております。また、お手元の資料には記載しておりませんが、同日、文部科学省と神奈川県より、それぞれ全国・神奈川県の調査結果が公表されておりますので、そちらの傾向についても適宜補足しながら御説明していきます。

まず、1ページ目を御覧ください。令和5年度の暴力行為の発生件数ですが、合計6,164件で、前年度から1,225件の増加となっております。次に、いじめの認知件数ですが、16,174件で、前年度から3,926件の増加となりました。最後に、長期欠席者数ですが、12,419人で、前年度から1,648人増加しており、長期欠席者のうち不登校児童生徒数は9,775人で、対前年度1,605人の増加となっております。

続きまして、2ページをお開きください。2ページ目は「1 暴力行為の状況（1）暴力行為の発生件数」の概要です。まず、左側の棒グラフを御覧ください。小中学校合計で前年度から1,225件増加しておりますが、内訳としては、上段の小学校での発生件数が1,164件増加ということで、特に増加が大きい状況でございます。右側の表を御覧ください。暴力行為の内訳については、令和元年度から5年間傾向は変わらず、小学校・中学校ともに生徒間暴力が最も多く、続いて器物損壊、対教師暴力、対人暴力の順になっています。

3ページを御覧ください。「（2）学年別暴力行為者数」の推移です。増加率はばらつきがあるものの、小学校・中学校とも全ての学年で増加傾向ということになっております。なお、資料には記載はありませんが、同日、文部科学省が発表した小・中・高等学校の合計でも全国で初めて暴力行為が10万件を超え、前年度比で14.2%増加という傾向となっております。

このような調査結果を踏まえまして、右下の「今後の対応」ですが、今回の調査において暴力の件数が増加している要因は主に2点と捉えており、それぞれに対して対応を行ってまいります。1点目、ここ数年、児童生徒相互の関わりが希薄になっていることや、適切なコミュニケーションを取るための経験が不足していることなどが影響していると考えています。それに対する対応として、学校において子どもの社会的スキル横浜プログラムによって、社会的スキルを育むのと同時に、授業や学校行事等の中にプログラムの考え方を継続的に取り入れることや、体験活動を充実させることなど、様々な教育活動を通して温かな集団づくりを進めるよう努めてまいります。2点目は、全国的な傾向として、国の分析では、いじめの積極的な認知が進んでいることや、教員が細やかに児童生徒の様子を見取ることができたことで、暴力行為が調査上増えているとしており、学校においては引き続き児童生徒との信頼関係づくりを大切に、9月から拡充しているスクールカウンセラーを中心とする教育相談の充実を進めるとともに、児童支援・生徒指導専任教諭を中心として、早期に児童生徒の小さな変化に気付ける体制づくりを一層推進してまいります。

それでは、次のページです。4ページは、「2 いじめの状況（1）いじめの

認知件数・いじめの態様」についてです。表を御覧ください。「いじめの認知件数」ですが、小学校で3,233件、中学校で693件それぞれ増加し、合計で3,926件の増加、合計16,174件となりました。前年比の増加率にすると、小学校・中学校ともに30%強ということになっております。全国的にもいじめの認知は年々増えている傾向にあり、文部科学省の調査でも今年度、全国の小・中・高等学校で7.4%の増加であり、73万件以上のいじめが認知されており、学校現場で定義や積極的な認知に対する理解が広がったことが背景にあるものと分析されています。

続いて、資料の下の「いじめの態様」についてですが、グラフを御覧ください。「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多いのは小学校・中学校とも同じですが、小学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」、また、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」といった直接的ないじめの割合が高く、中学校では「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」といった目につきにくい形でのいじめの割合が高くなっているという傾向が見られ、こちらは全国でもほぼ同じような傾向となっています。

5ページを御覧ください。「(2) いじめの年度内における解消率・解消件数」ですが、小中合計で54.5%となっています。いじめが「解消している状態」とは、3か月を目安としていじめの行為がなく、本人が苦痛を感じていないということを確認することになっています。右下に記載しておりますが、年度内に解消できなかったいじめについては、令和6年7月末時点で調査を行っており、その時点での解消率は83.6%、前年より約7%の増加ということになっております。

6ページを御覧ください。「(3) いじめ発見のきっかけ」ですが、小学校は下側、緑のところの内訳の2行目です。「当該児童生徒の保護者からの訴え」が38.8%で最も多く、中学校ではその上1行目「本人からの訴え」が45.6%と最も多くなっています。「学校の教職員等による発見」、上側の黄色いゾーンは25.3%で、表には記載しておりませんが昨年度は20.8%でしたので、その割合は増えています。その理由としては、令和5年度から5月に「いじめ発見のための記名式アンケート・教育相談」というものを実施したことで、教職員等がいじめの芽を発見できたと捉えており、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

右側の「今後の対応」ですが、「横浜子ども会議」の取組等を通して、児童生徒がいじめの問題に向き合い、自分ができることを考えたり、話し合ったりする機会を充実させたり、学校いじめ防止基本方針を用いた授業等を行うことで、児童生徒のいじめの理解を深め、相手の立場で物事を考えられる意識を育めるようにしていきます。また、学校がいじめの認知の取組については、引き続き早期発見・早期対応のため、スクールカウンセラーや校内ハートフル支援員などを含めた組織的な対応を継続していきます。

次のページに移ります。7ページ以降は「3 長期欠席の状況(1) 長期欠席者の状況」です。表の小中学校合計欄のとおり、長期欠席者の総数は12,419人となっており、前年度から1,648人、率にして15.3%増加しています。その中でも不登校は9,775人となっており、前年度から1,605人、率にして19.6%増加しています。全国的にも不登校児童生徒数は年々増加し、過去最多となっています。

8ページを御覧ください。長期欠席者のうち「(2) 不登校児童生徒数」についてです。グラフを御覧ください。小学校の不登校児童数は4,260人で1,000人当たり24.6人、中学校は5,515人、1,000人当たり71.5人で、人数も割合も増加傾向

となっています。左下のグラフを御覧ください。令和5年度に新たに不登校となった児童生徒は4,777人で、48.9%です。右下のグラフを御覧ください。学年別に見ると、小学校2年生から小学校4年生、そして中学校1年生で新たな不登校の割合が多くなっています。右側の表を御覧ください。欠席日数別不登校児童生徒数の表になっています。欠席日数が89日までの児童生徒が4,584人、欠席が90日以上で出席が11日以上の児童生徒が4,196人、同じく欠席が90日以上で出席が10日以下の児童生徒が995人となっております。

続いて9ページ、「(3) 不登校児童生徒について把握した事実」です。この項目は、今回から調査方法が変更となりました。前回までは「不登校の要因」という質問項目でしたが、今回は「不登校児童生徒について把握した事実」について回答するように変更となりました。小学校・中学校ともに、12番「不安・抑うつ」の相談があった」、11番「学校生活に対してやる気が出ないなどの相談があった」、9番「生活リズムの不調に関する相談があった」というのが高い割合となっており、全国で見てもこの3項目が多くなっております。

10ページを御覧ください。「(4) 不登校児童生徒が相談・指導等を受けた機関等」についてです。不登校児童生徒が専門的な相談・指導等を受けた機関等の中で最も多かったのは、「学校内」の「スクールカウンセラー・相談員等による専門的な相談」が3,560人で、前年比で39%増加しています。また、「学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない人数」は4,305人となっており、全体の44%になっています。なお、今の4,305人のうち4,104人は、担任等から継続的な相談・指導等を受けており、不登校児童生徒9,775人のうち98%の9,574人は、学校内外の機関等や担任等からの継続的な相談・指導等を受けているということになります。

右の「今後の対応」ですが、不登校又は不登校傾向の児童生徒を早期に発見し、支援を開始するために、小さな変化を組織で共有するなど、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を含めた「チーム学校」で取り組める体制を日頃から整えていきます。また、相談・指導等を受けられていない不登校児童生徒がいることを踏まえ、学校はそういった児童生徒やその保護者を孤立させないよう、関係機関とも連携しながら支援をしていきます。更に、学校内外において、9月から中学校全校で開始した校内ハートフル事業をはじめとした児童生徒一人ひとりに合った「安心できる居場所」を確保することや、「個別最適な学びの機会」を提供できるよう努めるとともに、必要な支援につながるよう取り組んでまいります。御説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

下田教育長

説明が終わりましたが、御質問等ございますか。

大塚委員

私からは3点。まず1点目に、6ページの「(3) いじめ発見のきっかけ」のところですが、こちらの数値を見ますと、学級担任の発見が増えているということで、やはり教職員の意識の高まりというのを感じるなと思っております。これからもそういった意識をどんどん高めていって、学校だけでなく保護者も地域も含めてですが、いち早く子どもの身近にいる大人にそのような高い意識を持っていただきたいと思いました。数値で言いますと、「学校の教職員以外からの情報による発見」で「本人からの訴え」が小学校は27%、それから「当該児童生徒の保護者からの訴え」が38.8%、中学校を見ますと、中学生だと45.6%の子どもたちが自ら訴えることができる。でも、逆に言えば、まだ5割の子どもたちは訴えることができていない。「当該児童生徒の保護者からの訴え」は、中学校になり

ますと21.7%になっているということで、両方とも数値的には5割を超えていますが、4割近い子どもたちはまだいじめが伝えにくい現状にあるということが、この数値から読み取れると思います。

私が区役所で教育相談員をしていたときですが、保護者や本人からの相談というのを相談員として受けていました。在籍は教育委員会事務局でしたが、こども家庭支援課というところで相談を受けている中で、特に保護者や子どもたちがよく口にするのは、「学校には知られたくない」という思いというのでしょうか、「自分は今、学校で苦しい現状だが、学校に知られることが何かリスクになるのではないか」、「心配をかけたくない」、それから「自分が悪いからこういう状況になっているということを周囲の人に知られたくない」など。そういった、相談したくても相談できるところがなかなかないという話を伺うことが多いなと思いました。

現在は、児童相談所の一時保護所に関する仕事を一つさせていただいております。そこで必ず話題になるのは、要支援の子どもたちに対して、やはり「嫌なことは嫌」、「つらいことはつらい」と、子ども自身が声を上げられる、そういうアドボカシー、子どもたちにとってのアドボケイトの存在が非常に重要だということになっています。今の対象は要支援の子どもたちですから、学校はというと、その枠組みには入ってきません。ただ、先ほどの教育相談員のときの経験から申し上げて、学校や教育委員会事務局に関係しない人たちとの相談といったものは、要支援ではない子どもたちも視野に入れていく必要がこれからますます増えてくるのではないかと思います。安心して伝えることができる環境というのに、教育委員会事務局も今後どのように取り組んでいくかということを考えていく必要があるのではないかと思います。一つこれは私としての意見、要望になります。

2点目は3ページの「1 暴力行為の状況」についてですが、この数値を例えば小学校2年生で見えていきますと、令和元年は491人、それが令和5年になりますと、この子どもたちは昨年6年生だったわけです。令和元年に小学校2年生だったお子さんが令和5年は小学校6年生になっていて、630人に増加しています。小学校2年生のとき、小学校3年生のとき、小学校4年生のときと段階を追っていったときに、ここにずっと同じお子さんが存在していないかということを考えます。そのお子さんが小学校1年生からだったかもしれませんが、小学校2年生から、小学校に在籍している間、ずっと困った状況に置かれているということ。そして、このお子さんの保護者もどうして良いか苦しんでいらっしゃる。そして、そのお子さんを育てていく側の学校の教職員も非常に苦しんでいるという状況が、この中から垣間見えてくると思います。そういった部分の把握は、恐らく学校担当の指導主事等が行ってくださっていると思いますが、専門性のある方々とともに、長い年月の間、継続した暴力行為の対象とされる児童生徒がいらっしゃった場合には、特段の支援というのを、行っていらっしゃると思いますが、この増加している数値を見ていくと、なかなか解消は難しいのだと感じますので、引き続きしっかり支援をお願いしたいと思います。

3点目は長期欠席の児童生徒ですが、9ページになります。この「(3) 不登校児童生徒について把握した事実」というところで、左側の複数回答で1,000人を超えるものが三つございます。9番と11番と12番。この三つを見ていきますと、医療との連携が必要だと感じる要因に含まれていると私は思っております。医療連携というところでは、まだまだ教育委員会事務局が取り組んでいる最中の部分だと思いますが、学校単位での医療連携というのはなかなか難しいところで、進みにくい点もございます。ただ、不登校児童生徒の保護者の場合には、学校がど

んな医療についての情報を持っているかということに興味と言いますか、医療についての情報というものを非常に求めていらっしゃるのですが、学校では持っていません。教育委員会事務局もまだまだ今後になっていくと思いますが、区役所の、こども家庭支援課で言いますと、ソーシャルワーカーや保健師がとても詳しく区の医療状況の情報を持っていらっしゃる。それから、横浜市単位でもこども青少年局ではいろいろ持っていらっしゃる。学校は、区役所のソーシャルワーカーであったり保健師とリンクしながら、保護者に、「こういうところとつながっていくと、こういう情報がすぐ得られますよ」というような、情報のたどり方と言うのでしょうか、そういったものがお示しできるようなものを、できるだけ早い段階で構築していくということが必要ではないかと思います。医療が必要なお子さんは、いち早く医療とつながることで早期回復というものを望むことができます。この1,000人を超える子どもたちの、9番、11番、12番を抱えていらっしゃるお子さんたちは特にそうだと思いますので、ぜひそこを重点的に取り組みいただきたいと思います。以上です。

住田人権健康  
教育部長

3点の御意見・御指摘ありがとうございます。私が3点ともお伺いしていて共通に思っていることは、教育委員会事務局だけでこの対応を進めていくというだけではなく、ほかの区局と連携して進めなければならないということを非常に力強く御指摘いただいたと思っております。今、教育委員会事務局もまさにそういった取組を進めているところでございます。大事な視点だと思いますので、これから進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

下田教育長

ほかにごありますか。

綿引委員

ありがとうございます。この資料の頭のところには、「横浜市記者発表資料」、このように書いてあるわけです。このデータが教育委員会事務局のメンバーに対して、それから学校関係者、家庭、横浜市の社会、そういった人たちに対して何らかのシグナルを送っていると受け止める必要性がとても大事なのではないかと思います。その意味で、文部科学省による基準変更で増加したという分析では、本質的に横浜市のいじめ諸問題に対する解決策には絶対につながらないと思います。これを基準が変わったからと整理してしまうと、ここから先の学校、家庭、社会の子どもたちとの関わり方が変わってしまうということを、とても懸念しています。このシグナルを教育委員会事務局が、これから検討していく令和6年度の教育政策等にしっかりと反映させていくということがとても大事なのではないかと思います。

例えばの話ですが、6ページの「(3) いじめ発見のきっかけ」のところを見ていただくと、「他の児童生徒からの情報」というのは小学校6.2%、中学校6.0%で横ばいになっています。これをどのように受け止めるのかによって、各種施策に反映できるかどうかというのは変わってしまうと思います。例えば、12月に開催される「いじめ防止市民フォーラム」のテーマの中に、いじめを見て見ぬふりをしないということ子どもたちに対してどういう姿勢で取り組ませるか。大人も見て見ぬふりをしない社会をどのように作るのかというような反映の仕方が、このデータ一つ取ってもあるのではないかと思います。よって、このデータをしっかりと本質的な原因に掘り下げるべく仮説検証し、施策に反映して、また検証するというサイクルを、横浜市の場合には待ったなしなので、高速で回転させる必要があるのではないかと思います。そうしないと手遅れになってしまう

と思います。報道発表のときにもコメントをしっかりといただいて、間違ったメッセージを社会に出さないように、ぜひお願いしたいというのが一つです。

もう一つは質問で、データがあれば教えていただきたいのですが、これから横浜市にとってみると、包摂的な社会をどのように横浜市が作っていくのか。そのために、教育としての役割や何かというのはとても大事だと思います。その意味で、このデータの中の、例えば外国籍の児童生徒や特別な支援を要する子どもの長期欠席の状況はどうなっているのかというようなデータがあるのであれば、それを施策に反映していかないと、包摂的な社会というのは言葉だけに終わってしまうので、その辺りについてももしデータがあるのなら、後日でも結構ですので共有して、その考え方をみんなで論議していくということに生かしていただきたいと思います。以上です。

末吉人権教育・児童生徒課担当課長

ありがとうございます。人権教育・児童生徒課担当課長の末吉と申します。2点目の御質問にお答えさせていただきます。まず、今回の調査は、小学校・中学校に対して行った結果となっております。その中で、学年ごとの長期欠席者・不登校児童生徒数は出ているのですが、例えば小学校・中学校での個別支援学級の児童生徒の数というような内訳は出ていない調査になっておりますので、その数というのは分かりません。ただ、資料の9ページを御覧いただければと思います。「(3) 不登校児童生徒について把握した事実」というところがございます。その13番に「障害(疑い含む)に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった」というような項目、これまでは要因を学校に聞いていたのですが、把握した事実という質問項目自体が変更となっております。この13番も新たに項目が設けられております。ここは必ずしも個別支援学級のお子さんに限ったことではない回答となっております。数値として見ると、小学校が15.4%、中学校が7.1%と、数としては無視できないような数値かなと思っております。不登校支援ということを考える際に、一人ひとりに応じた障害も含む支援ということも大事になっているということがこの数値に表れているのかなと思っておりますし、不登校支援という立場だけではなく、個に応じた指導はどういったことを行っていないといけないのかというのは、人権教育・児童生徒課に限らず教育委員会事務局全体で考えていかないといけない課題だと思っております。

住田人権健康教育部長

続いて、一つ目の御意見は、非常に貴重で大切な御意見だと思っております。このデータの分析をしっかりと進めていかなければ、これからの未来を創っていく子どもたちを健全に育てていくことはできないと思います。その意味では、このデータの分析については、様々データサイエンス・ラボなども立ち上がっておりますし、外部の力も借りながら、施策に生かしていける実効性のある分析をしていきたいと改めて思った次第です。今、一つ、いじめを見て見ぬふりをしないという非常に分かりやすい例えをしていただきましたが、これはいじめに限らず、全て自分事にするという人権教育に基づいたことだと思ひまして、改めてそういった決意をした次第です。本当にありがとうございます。

下田教育長

ほかにもございますか。

中上委員

私からは2点と言いますか、綿引委員の話と重なるところもあるのですが、1点目は、毎年この報告があるわけですが、暴力行為の発生件数が増えてきています。一見、これを見ると、学校が非常に荒れているのではないかというような印象を受ける方もいらっしゃると思いますが、この中身の説明をよくお聞きしますと、子

どものからかいや、ぶつかりなど、昔からあったような話もしっかり、大きないじめにつながるように発見していくというような、いわゆる発見の能力が、学校としての認知の能力が上がってきていると感じます。前にも発言しましたが、横浜市立大学の医学部でも前に大きな取り違え事故がございました。医療の原因というのは発表がなかなか難しいところがあって、もっと発表しろという動きがよくあったのですが、その医療事故を契機として、医師だけでなく看護師や職員も含めて、大きな医療事故につながるようにヒヤリ・ハットをしっかりと発表していきました。それで非常に件数が伸びたのです。それを私は良いことだと思いました。ヒヤリ・ハットで大きな事故、最悪の自殺など、不登校から自殺につながるなど、そういうところに行くまでの間の気づきで、いかに学校や組織でしっかりと対応できるかということにもつながりますので、この件数がしっかりと認知されていくということ自体がやはり大事なことだと思えますし、それをまたデータで施策にきちんと結びつけていくこと。教育委員会事務局でもいろいろいじめの不幸事があったのですが、それをきっかけに今、再発防止策を実際に検討し、実践しているわけです。6ページに、いじめ発見の取組が具体的に書いてあります。これはこのデータだけのコメントですが、これ以上にもっと踏み込んだ対策を教育委員会事務局で検討し、実践していこうとしているわけですので、このデータをうまく活用して良い施策に結びつけていただきたいと思います。

それと2点目は、前にも「横浜子ども会議」のときに発言しましたが、6ページ、「横浜子ども会議」に出席した私の感想ですが、今までは教職員や大人が、「こういうことをしては駄目だ」、「こういうことはこう」と教えていたわけです。ですが、最近の「横浜子ども会議」は非常に進化していきまして、子ども自身が主体的にいじめの構造を対策まで分析し、結果を発表して、「では、それをするために自分たちは何をすれば良いのだろう」という解決する取組のところまで発表し合っているのです。それは単なる「横浜子ども会議」に出た生徒の意識の高さだけではなくて、それを発表するまでの間に学校でずっと議論してきて、その成果をそこで発表しているわけです。それに対してまた、小学校の発表に中学生が意見を言ったり、子ども自身が主体的に解決する、いじめをなくそうという運動も行っているわけです。大人にできること、子どもにできることを着実に、いじめをなくすために更に推進していただきたいと思います。これは意見です。

住田人権健康  
教育部長

二つの御意見ありがとうございます。まず一つ目、発見の力があって小さな暴力行為も見逃さずということですが、現実、やはり暴力行為としてこういった数値が上がっている以上、そこに対してすぐできることと、データをしっかりと解析して長期的に取り組むことを、教育委員会事務局は行っていかなければならないと考えています。すぐできることとしましては、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の中にある授業実践を、単発で終わらせることなく、しっかりと継続的に取り組んでいく。子どもたちの社会的スキルを高めるための取組をしっかりと進めていく。そのためのどういったプログラムを教室の中で進めていけば良いのかということもしっかり案内しながら着実に実践してもらおうということは、学校現場にとって大切なことだと思っています。また、「横浜子ども会議」の取組も、例えば挨拶運動を行ってありますなどといった簡単なことではなく、しっかりと子どもたちが議論して進めていけるような取組を着実に進めているところですので、そのことをしっかりと次のステージに生かせるように、教育委員会事務局もしっかり取り組んでいきたいと考えています。どうもありがとうございます。

下田教育長	ほかにございますか。
森委員	御報告ありがとうございます。今の御報告をお聞きしている中で、既に走らせている事業の何が効いているのか、若しくはどこに集中させたら良いのかという議論が本来できたら良いと思うのですが、そこを考えるために情報がもう少し必要なのではないかと、お聞きしながら思っております。例えば、この前発表いただきましたが、令和5年度時点で、小中学校でY-Pアセスメントを取り入れている割合を改めて教えていただけますでしょうか。小学校は100%ですかね。
松田人権教育・児童生徒課長	Y-Pアセスメントに関しては全校で実施することができております。
森委員	もう手元にデータは上がってきている状態ということですね。
松田人権教育・児童生徒課長	はい。
森委員	例えばY-Pアセスメントにおいて様々なデータを取れると思うのですが、学級の心理的安全性的などところの情報というのでも取れるものだと解釈していますが、合っていますか。
松田人権教育・児童生徒課長	はい。
森委員	例えばそのデータと、暴力行為やいじめとところのマトリックスでの分析のようなことというのはされている、若しくは今後されていくのでしょうか。
松田人権教育・児童生徒課長	今、そのデータと直接、いじめや暴力行為との相関というところは、データとしては取れておりませんので、今後の検討材料になるかと思えます。どこまでそこを相関させることができるのかというのは、少し確認してみたいと思えます。
森委員	今、緊急事態だと思うのです。このようなデータが出ていて、かつ、前から申し上げていますし、大塚委員もおっしゃっていますが、多くのお子さんはまだ訴えることができていない状況、いじめがあってもそれを言えていない状況であるということもやはり念頭に入れなければいけないと思うと、まだまだこの件数以上の数があることを想像しながら取り組まなければいけないと思っておりますし、一人で苦しんでいる子はたくさんいると思えます。そう考えたときに、何の事業を強化したら良いのか。今言ったような分析若しくは要因を見ていかなければいけないと思うわけですが、一つには体制、もう一つには環境、先ほど言ったような教室の中の環境、関係性も含めた環境や、日々の運用など、そして最後、実際に何か起きたときの対応という、今どこに一番課題があるのだろうかということを見ていかなければいけないと思えます。
	私は個人的に子どもたちの保護者や先生方など、いろいろな方に今、ヒアリングをしています、やはりかなり大きいと思うのは、教職員もですが、そこを支

えるいろいろな支援員の方、スクールカウンセラーの方、スクールソーシャルワーカーの体制がかなり大きいなと感じます。そこがここにあまり記載されていないというのが一つ気になるポイントです。気付く余裕がもうなくなってきている。気付きたいし、気付けるのでしたらもっといろいろとできることはあったとしても、そこが疲弊しているということであったり、いろいろな支援員の方がいても連携する時間がない。情報の共有というところでの課題感、若しくは、いろいろな相談事を知ったり気付いたり把握したときに、安心してそれを相談できる環境がその学校の中に無いなど、そこに専門的な福祉的な領域のことが絡んだときに、なおさらそのアプローチの仕方が分からないということであったり、教職員の方が引き受けていることが非常に多い中で、そこに対する体制強化は今、集中して取り組まなければいけないことだと思います。

ここまでの議論の中で、校内ハートフルや、そこに対する支援員、スクールカウンセラーの充実ということは、現場の意見も受けて皆さんも強化されてきたと思いますが、今、何がどう効いているのかということのヒアリングもぜひ報告書に反映していただきたいと思います。若しくは効いていないのか効いているのかということですね。ここでの議論が膨らまないと言いますか、実際に施策に反映するにはどこを強化したら良いかということが分からないので、ぜひその辺りも今後含んでいただけるとありがたいと思います。ですから、来年度この報告をお聞きするときには、先ほど言ったようなY-Pアセスメントと各状況というのがマトリックスで見えると、より良いと思います。

あと、不登校について、最後にもう1点だけ申し上げたいと思います。学校に通っていない、若しくは通わない選択をした子どもたちの声をたくさん聞くことがあります。一つには、ここのデータにもありますが、改めて確認すると、このデータは教職員が見取った状況ということですよ。教職員の所感。これは1人の子どもに対して複数回答しているということになりますね。その中で、トップ5を並べていくと、もちろんそのように見えてはいけなくて、9ページになりますが、一つひとつの要因はどれも大事ですが、大きく分けて、子どもたちにとってつらい環境があるということが一つと、もう一つは子どもたちの実態と学校というのでしょうか、そこにずれがあるという、大きく二つが見えてくるかと思っています。子どもたちのつらい環境というのは、一つははじめであったり教職員との関係であったりというところで、何かしらのつらいものがあるということに加えて、困り感がすごくある。学業において、分からないのが分からないままにされている、若しくは分からない状況がクリアできないという、非常に困った状況が見える。

もう一つの大きな塊の子どもたちと学校のずれは、去年も申し上げたと思うのですが、不登校の子どもたちの約3割は起立性調節障害だというデータも出てきています。朝起きたくても、本人の努力とは関係なく、どうしても起きられない子どもたちが非常に多くいるということが、今回データとしても、生活リズムの不調に関する相談件数として2,458件と、非常に多く出ています。そこに対して、教育機関として何ができているか、できるのだろうかという議論をもう少し膨らませないといけないのではないかと思います。朝、同じ時間帯に来ることが難しい子どもたちへの学習保障や、学びへの、若しくは居場所も含めてですが、そこは真剣に考えないと、子どもたちとその家族がかなり今苦しんでいる状況が見て取れますので、サポートが必要だと思います。あと、ずれというところでは、みんな一緒というのがつらいということもよく聞く言葉で、同じような学び方、同じように板書しなければいけない、全部同じようにできなければいけないなど。そうではない、なかなかデータとしては出てこないので言語化するのは難しいの

ですが、そこへの選択肢を増やすということは、いじめ対策若しくは不登校対策としてくるのではなく、教育委員会事務局全体として、学びの在り方の議論の中でしっかりしていきたいと思います。

末吉人権教育・児童生徒課担当課長

御意見ありがとうございました。まず私から、後半で御指摘いただきました不登校のところに回答させていただきますが、今回9ページのところで、学校側が「(3)不登校児童生徒について把握した事実」ということで、去年は要因だったものが、もう少し客観的に行いましょうと質問項目自体が変わっていますので、去年よりもより実態を捉えるような項目になっているかと思っています。一方で、別の調査で行った不登校児童生徒自身に聞いた質問とは、やはりずれが出ているような状況がございます。先ほど御指摘いただきましたように、教職員との関係や、いじめといったものが不登校の要因にあるというような、そのところはやはり大きくずれているところがあります。それが一致するのは調査手法としてなかなか難しいと思うのですが、教育委員会事務局としてはそもそもずれがあるということを学校側がしっかり把握した上で、一人ひとりに対してどのような支援が必要なのかということを考えていくことが非常に大事だと思っております。

加えて、学習についていけない、授業が分からない、学び方が自分に合っていないというような御意見を私も聞いておりますので、その意味では学び方を変えていくところを、それは不登校支援ということではなくて、一人ひとりに応じた学び、協働的な学び、どういったものが良いのかというのを教育委員会事務局全体で考えていくことが、結果的に不登校支援にもつながることになるのではないかと考えております。

最後の起立性調節障害のところは、先ほど3割がというようなお話がありましたが、ここも先ほどの学び方ということにつながってくるのではないかと思います。オンラインを活用するなど、例えば校内ハートフルで少し遅れた時間からでも学校として受け入れられるような体制を作る。また、先ほど大塚委員からも御指摘いただきましたように、医療とどのように連携していくのか。診断を受けていないが辛い思いを抱えている、どこにかかったら良いのか分からないなどといった気持ちを持っているお子さんや保護者もいるかと思っておりますので、そういったところについては、教育委員会事務局、学校だけではなく、外との連携というのでも深めて取り組んでいくことが大事だと思っております。御指摘ありがとうございます。

住田人権健康教育部長

重ねまして、学びの場所と学び方についても、例えばオンラインや、メタバース、リアルなど、様々なものが活用できる状況になってきているということを踏まえて、今、議論を進めているところですので、またどこかで報告できれば良いなと思っています。一つ目に御意見を頂きましたデータの活用の仕方というところで、先ほどから、いろいろ御指摘を受けているところと重なりますが、ある種、これは国の調査ではありますが、それを受けて神奈川県調査も含んだ今回の発表の仕方になっていますので、来年度以降、今、横浜市が持っているデータも踏まえて、どのようにこれを活用していけるかということも踏まえた御報告になればと考えております。どうも御指摘ありがとうございました。

下田教育長

ほかに御質問はございますか。

泉委員

御報告ありがとうございました。ほかの委員もたくさんおっしゃられたことな

ので重なる部分もあるのですが、私が感じたことを2点お話しさせていただきます。まず1点目が、今回の報告というのは記者発表したもので、データの調査結果をまとめたものですよね。分析と公表だという今日の御説明があったかと思えます。綿引委員からもありましたように、これをぜひ本質的な解決に結びつけてもらいたいということがありました。恐らく先ほどの説明を聞いていると、2点、本質的な解決につながることのトピックを考えていらっしゃるのかなと私は聞き取れました。1点は、温かな集団作りという言葉を使っておっしゃっていました。もう1点は、恐らく効果的な早期発見・早期対応のシステムを作るということをおっしゃっていたかと思えます。後者の早期発見・早期対応につきましては、「横浜教育データサイエンス・ラボ」を最近立ち上げられて、ICTを活用した心と体の健康調査という取組を始められましたので、ぜひそこで推進していただければ、きっと結果がついてくるものではないかと考えます。

一方、温かな集団作りということになりますと、これはとても難しく、聞いていても抽象的な言葉だなと感じられました。人間関係を作っていくことは大人でもとても難しく、子どもも全く同じだろうということが想像できます。いじめに関して言うと、被害者・加害者・観衆・傍観者という四層構造があるとよく言われまして、集団における傍観者の割合が一番多いとあります。その人たちをどのようにしていくのかということもとても大事で、それが今回の調査結果の6ページで少し読み取れると思いました。6ページの「学校の教職員以外からの情報による発見」で、「他の児童生徒からの情報」というのがあります。これが全体で6.2%、小学校も中学校もほぼ同じ数字ですよ。今回の報告から見たときに、子どもに関するデータで発達の影響があまりない、小学校と中学校、学年によって発達状況が違う中で、児童生徒からの情報提供というのは、発達によらない数字で安定しているということが見て取れました。加害でも被害でもない周りの子どもが、あれは良くないことかもしれないなど、大人に伝えることができるという、そういった力をどのように身に付けていくか、この6%をどのように増やしていくかということが、これからの課題というか取り組むべき一つの内容になってくるのではないかと、このデータから見て思いました。

それを、恐らくここの説明ですと、先ほど森委員からもありましたが、教育委員会事務局ではY-Pアセスメントを用いて、子どもたちの人権意識の醸成をしていこう、集団作りをしていこうとされている。それで、Y-Pアセスメントの説明が3ページに米印であります。これもなかなか抽象的過ぎて具体的に分かりませんでした。少し気になったのは、確かにY-Pアセスメントを一本の柱にして行っていくのは当然良いと思いますが、これが作られた時期から社会情勢などいろいろな情勢が大分変わってきた中で、少し見直しなどをされているのかということと、もう一つは、先ほど森委員がしっかり言ってくださいましたように、データを取っているがあまり分析できていないという現状もあるかと思えました。ぜひこういったいじめ発見や不登校のデータと結びつけて分析がなされていって、分析するのであれば少しリバイバルされても良いかなと感じましたということが一点です。

もう一つは長期欠席の件で、これも森委員の御指摘と同じだなと思ったのですが、9ページのところで、今回、少し客観的に教職員が評価できるように質問の仕方を変えられたという工夫があるということをお伺いしました。その上でも、やはりどうしても学校側の評価と不登校のお子さん本人の理由には、ずれがあるということをおっしゃられていました。先ほどの御説明の中で、このずれはなかなか一致するのが難しいという言葉がありました。私は一致させる必要もないかなと感じました。恐らく一致していないことが事実なのであって、ずれ

はとても重要な情報ということがよく言われます。これはこの件に限らず、例えば子どもの知能検査の結果と教職員の見取りのずれがあることがおかしいのではなくて、それがすごく重要な情報ですから、それをどうするか、そこから支援の方法を考えましょうということを言うのですが、これもまさに同じなのではないかと思いました。ですので、もちろん一致している子もいると思いますし、ずれているお子さんもいらっしゃると思いますが、ずれが恐らく真実の姿という捉え方もしながら、どこにつなげるかという支援の方法も考えていかれると良いのではないかということを、先ほど森委員の指摘を聞いていて思いました。私もこれは感想になります。

あと、もしお答えしていただけるのであれば、Y-Pプログラムが最近リバイバルされているかという状況がもし分かれば教えてください。以上です。

松田人権教育・児童生徒課長

Y-Pプログラムに関してですが、データの更新と言いますか、プログラムの更新というのは毎年見直しして取り組んでいるという状況はございます。子どもたちのデータを分析するための基礎的なところ、その部分に関しては、毎年見直ししながら更新しているという認識でおります。

泉委員

質問項目などは特に変えていないということですよ。

松田人権教育・児童生徒課長

そうですね。質問項目は変わっていません。

泉委員

内容を少し今の情勢に変えて答えやすくするなど、そういった工夫があっても良いかなと感じました。以上です。

松田人権教育・児童生徒課長

ありがとうございます。

住田人権健康教育部長

今の一つ目、二つ目の質問に合わせて少しお答えさせていただきます。今の補足になりますが、Y-Pプログラムはアセスメントと実際の授業で使うプログラムの二つに分かれているのですが、そのアセスメントを取るための個人プロフィールに出てくる数字の調整については、毎年かけさせていただいております。広く全市的にデータを集めていますので、そういったことから調整させていただいているというところがあります。御指摘のように質問は実は変えていないので、その検討も含めて、今後、検討課題だと思っています。

また、Y-Pプログラムは、そういったメンバーに集まらせていただいてプログラムを作成しております。そういったことも随時新しいプログラムを開発して、授業の中で使っていくようにしていきたいと思っておりますし、まさに二つ目ですれという話を頂きましたが、実は横浜プログラムのアセスメントにおいても、教職員の見取りと子どもが書いてきたもののずれが新たな発見を生み、どういった支援につなげていくかということの議論になっていくと考えています。すごくありがたい御指摘だったなと思っております。

泉委員

なぜこんなことを言ったかということ、自分もY-Pアセスメントを使わせていただいて研究などをしたことがあり、項目を見ていると、恐らくいろいろな児童

生徒が答えやすいように作られた項目だと思っておりますが、なかなか本音が言いづらいたかなというような感じがしました。それはどんな認知能力の児童生徒であっても答えやすいように作られてはいるのですが、本当にシビアな状況のときにこう答えるかという、そこをどのようにピックアップしていくのだろうというのが少し課題かなと感じました。子どもが自分で答えるものですので、難しいということはあると思いますが、これから少し工夫を考えられても良いかなと考えます。以上です。

住田人権健康  
教育部長

ありがとうございます。

下田教育長

よろしいですか。ほかに御意見等がなければ、次に議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りします。教委第35号議案「教職員の人事について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、教委第35号議案は、非公開といたします。  
次に、教委第34号議案「令和6年度横浜市指定文化財の指定について」、所管課から御説明いたします。

鈴木生涯学習  
担当部長

生涯学習担当部長の鈴木です。よろしくお願ひいたします。「横浜市文化財保護条例に基づく文化財の指定について」でございます。今回御審議いただくのは3件ございまして、有形文化財の彫刻、典籍、建造物でございます。こちらにつきましては、横浜市文化財保護審議会からの答申を得まして御審議いただくものでございます。内容につきましては生涯学習文化財課長から説明いたします。

渡辺生涯学習  
文化財課長

生涯学習文化財課長の渡辺と申します。よろしくお願ひいたします。教委第34号議案について説明させていただきます。「令和6年度横浜市指定文化財の指定について」。横浜市文化財保護条例に基づく文化財の指定を次のとおり行う。

2ページを御覧ください。「提案理由」ですが、横浜市文化財保護条例第6条第1項に基づき、表に掲げる文化財を横浜市指定文化財として指定したいので提案する。

3ページをおめくりください。「1 指定」。有形文化財。彫刻。木造釈迦如来及び右脇侍像2軀。宗教法人東漸寺。所在の場所は磯子区です。2点目、典籍。仏垂般涅槃略説教誡経（仏遺教経）伝道元筆1巻。宗教法人總持寺。所在は鶴見区です。3点目が、建造物。西教寺本堂1棟。宗教法人西教寺。所在は南区です。

続きまして、「横浜市指定文化財の指定について」の詳細の説明をさせていただきます。説明ページの1ページ目ですが、「1 趣旨」。次の有形文化財（彫刻、典籍、建造物）3件について、横浜市文化財保護条例第56条に基づき、横浜市文化財保護審議会に諮問した結果、指定に該当する旨答申を受けましたので、同条例第6条第1項に基づき、教育委員会に提案します。「2 指定候補文化財」は、先ほど説明した3点になります。「3 指定予定日」ですが、令和6年11月25日になります。「4 過去2か年の指定文化財」及び「5 市文化財保護条例に基づく指定文化財の取扱」については記載のとおりで、説明は割愛させていただきます。

3 ページ目をおめくりください。別紙のところになります。「令和6年度 横浜市指定文化財指定候補 概要」。「1 木造釈迦如来および右脇侍像」。「員数」、2 軀。「時代」、南北朝時代。「技法」、釈迦如来は、木造、金泥塗り・漆箔、玉眼、右脇侍は、木造、漆塗り・彩色・切金、玉眼。「所有者」は宗教法人東漸寺でございます。「指定の基準」ですが、学術上特に意義のある資料となるものでございます。説明文です。東漸寺は、蘭溪道隆の高弟明窓宗鑑が他宗派の寺院をあらためて弘安6年3月以前に開かれた。その釈迦堂は、正安3年の建築と考えられ、年代が判明する中世禅宗様仏殿の最古例である。本二像は、この釈迦堂の本尊釈迦三尊を構成する中尊釈迦如来像と右脇侍迦葉像であり、釈迦堂の創建に近い時期の本尊である。釈迦如来に仏弟子が脇侍として随侍する形式や、中尊釈迦如来像の鎌倉周辺地域の中世彫刻に特徴的な法衣垂下の形式などが注目される。本市の美術史上、文化史上に極めて貴重な作品であるということでございます。

4 ページを御覧ください。「2 仏垂般涅槃略説教誡経（仏遺教経）伝道元筆」。「員数」、1 巻。「時代」、鎌倉時代。「所有者」、宗教法人大本山總持寺。「指定の基準」ですが、和書、漢書、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本類で文化史上重要と認められるもの。説明文ですが、曹洞宗大本山總持寺に伝来する宗祖道元自筆と伝承される写経。この経典は、釈迦が入滅・涅槃を前にして、最期の教えとして、仏教徒が守るべき教誡を述べたとする内容。禅宗では「四十二章経」「滄山警策」と合わせて仏祖三経と呼ぶ。本書は總持寺が能登にあった時代に、輪住を勤めた禅僧から奉納された道元真筆と伝えられる経典である。全体に詳しい訓点・傍訓が付されており、鑑賞用の装飾経ではなく、学問を目的として読解用に写されたものである。書風、訓点及びカナの書体などから鎌倉時代の書写であると判断される。禅の極意である「不立文字」を主唱し、門弟たちにもそれを厳守させた道元には、確実な自筆本が極めて少ない。永平寺と並ぶ曹洞宗の大本山である總持寺において、本書は宗祖直筆本として600年近く大切に守られてきた什宝であり、本文の希少性ととともに、現在では横浜市を代表する寺院となった總持寺の歴史を裏付ける高い価値をもつ資料であると認められる。

次の5 ページに参りまして「3 西教寺本堂」。「員数」、1 棟。「建築年代」、昭和6年。「構造及び形式等」は、正面3間・背面間口5間、奥行5間、背面及び西余間側面に下屋附属。入母屋造、棧瓦葺、南面。正面向拝付、棧瓦葺。構造は躯体部分が一部鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄筋コンクリート造、屋根部分は鉄骨トラス小屋組に鉄網コンクリート造。「所有者」、宗教法人西教寺。「指定の基準」、歴史的価値又は学術的価値の高いもの。説明文です。西教寺は伊藤大忍師が明治36年に興した浄土真宗大谷派寺院で、関東大震災の復興事業により再建されたのが、現在の本堂。近代建築技術を駆使して耐震・耐火性能の向上と、伝統的な浄土真宗本堂の意匠を兼備した建築として構造・意匠の両面において注目される。躯体と小屋組の構造を分離する、近代建築技術導入期の寺院建築特性を示す実例として貴重な存在といえる。大正4年から昭和14年までの日本における鉄筋コンクリート寺院を調査したリストによると、横浜市域では西教寺以外は紹介されておらず、市内における鉄筋コンクリート造本堂建築の古例としても貴重である。以上の特徴を持つ近代寺院建築が、横浜開港後の急速に都市化が進むなかで形成された久保山墓地周辺寺院群の中核に存在する点は、横浜の地域特性を考える上でも貴重な存在といえるところでございます。

7 ページ以降は、指定の諮問、答申及びその他説明資料等となっておりますので、説明は割愛させていただきます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

下田教育長

所管課から説明が終了しましたが、何か御質問等ございますか。

中上委員

今、御紹介がありました。今回は有形文化財ということで、中には、御説明にあったように中世禅宗様仏殿の最古例や、そのような建物なども貴重なものがあるようです。今回これが横浜市指定文化財に指定されたとして、今、地域ではよく、地区センターの自主事業や自主的なグループのお誘いと言いますか、地域の歴史探訪のツアーなどをよく見ているのですが、高齢者の方の参加率が非常に良いです。そういうときなど、市民公開と言いますか、今回の件でその辺りの考え方が何かあったら教えてください。

渡辺生涯学習  
文化財課長

御質問ありがとうございます。一般的に、横浜市の指定文化財につきまして、指定させていただいたものに関しましては、所有者の方になるべく多く市民の方に周知していただくよう、公開等について努めていただくということで、教育委員会事務局としても周知させていただいているところでございます。また、こちらの今回の横浜市指定文化財の指定にあたります3件に関しましては、今後、横浜市の歴史博物館等で、この3件の横浜市指定文化財を新たに指定しましたということで企画展等を実施しまして、パネル展若しくは実物を公開等させていただくという形を取らせていただきたいと思います。また、こちらの3件についても、なるべく多く市民の皆さんに公開していただくよう、今後、所有者の方と調整させていただき、なるべく多くの方に周知・広報に努めてまいりたいと考えております。

中上委員

ありがとうございます。毎回このような横浜市指定文化財の案件がかかって、その後、横浜市歴史博物館等の企画展で紹介していただいて非常にありがたいのですが、横浜市は、御案内のとおり関東大震災や横浜大空襲で、京都市のように空襲を避けられたところだと残っているのですが、逆に言うと残っている貴重な物は少ないです。ですから、その辺りの市民の方へのアピールと言いますか、そのためにも公開というのは非常に大事だと思います。横浜市で有名な話は、金沢文庫の称名寺など、あと、今回もありますが、總持寺などにも良い物があります。いずれにしても、それは観光レベルにはいかないかもしれませんが、ある程度、高齢者の生涯学習で地域を愛すると言いますか、また、子どもたちに歴史を勉強してもらうというきっかけにもなりますし、ぜひ保存とともに活用についても引き続きよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

鈴木生涯学習  
担当部長

ありがとうございます。今お話のありましたところで参考にお話しさせていただきましたと、西教寺の本堂でございますが、関東大震災で、実はこの前にあった建造物が焼けてしまっています。その後、コンクリート造にして空襲の火災を免れたというところでございます。そういうところも含めてPRしていきたいと思っております。また、今年度、「横浜市文化財保存活用地域計画」を策定しました。広報活動も充実させていきたいと思っておりますので、広く市民の皆様文化財の指定も含めてPRしていきたいと思っております。ありがとうございます。

下田教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ほかに御意見がなければ、教委第34号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。  
以上で公開案件の審議は終了いたしました。事務局から報告をお願いします。

森長総務課長

10月18日に個人の方1名から「横浜市教育委員会の会議に関する要望書」が提出されました。また、11月5日に個人の方1名から「教育委員の職責に関する要望書」が提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくをお願いします。

次回の教育委員会臨時会は、11月15日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、12月20日金曜日の午前10時から開催する予定です。以上になります。

下田教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は、11月15日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので、御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第35号議案「教職員の人事について」  
(原案のとおり承認)

下田教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時25分]